

廃炉発官R5第173号
令和6年2月26日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3第2項の規定に基づき、別紙の通り、「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可の申請をいたします。

以上

「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」について、下記の箇所を別添の通りとする。

変更箇所、変更理由及びその内容は以下の通り。

○福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画

A L P S 処理水の海洋放出を今後より一層安全・着実に進めるための A L P S 処理水プログラム部の改組に伴い、実施計画Ⅲ第 1 編及び第 2 編に記載されている保安に関する組織及び職務に関する内容変更を行う。

Ⅲ 特定原子力施設の保安

第 1 編 (1 号炉, 2 号炉, 3 号炉及び 4 号炉に係る保安措置)

第 3 章 体制及び評価

第 4 条

- ・ A L P S 処理水プログラム部改組に伴う変更

第 5 条

- ・ A L P S 処理水プログラム部改組に伴う変更

第 6 章 放射性廃棄物管理

第 4 0 条

- ・ A L P S 処理水プログラム部改組に伴う変更

附則

- ・ A L P S 処理水プログラム部改組に伴う変更
- ・ 減容処理建屋の区域区分変更に伴う記載削除

第 2 編 (5 号炉及び 6 号炉に係る保安措置)

第 3 章 体制及び評価

第 4 条

- ・ A L P S 処理水プログラム部改組に伴う変更

第 5 条

- ・ A L P S 処理水プログラム部改組に伴う変更

第 6 章 放射性廃棄物管理

第 8 7 条の 3

- ・ A L P S 処理水プログラム部改組に伴う変更

附則

- ・ A L P S 処理水プログラム部改組に伴う変更
- ・ 減容処理建屋の区域区分変更に伴う記載削除

以上